

別添

令和 7 年度鳥取市事業場排水等分析業務仕様書

1 目的

水質汚濁防止法に基づき、工場排水等の分析を行い、市民の健康保護及び生活環境の保全を目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 分析の項目及び検体数

別紙 1 及び別紙 2 鳥取市事業場排水等分析業務計画のとおり

4 実施方法

(1) 年間計画の策定

鳥取市は、受注者と協議の上、年間業務計画（業務の実施手順に係る計画を含む。）を作成し、契約締結後 2 週間以内に受注者へ提出する。

なお、天候その他の事情により、検体採取の日程等を変更する必要がある場合は、鳥取市と受注者が協議の上、変更できるものとする。

(2) 検体採取容器の準備及び検体採取

受注者は、検体採取日の前日までに検体採取容器（加熱、洗浄等の必要な措置を行ったもの）及び専用のクーラー（保冷剤入）を準備し、鳥取市に届けるものとする。

なお、鳥取市の指示により、年間業務計画にない採水を行う場合には、受注者が準備した検体採取容器（加熱、洗浄等の必要な措置を行ったもの）を鳥取市が取りに行くものとする。

鳥取市は、受注者が用意した検体採取容器（加熱、洗浄等の必要な措置を行ったもの）及び専用のクーラー（保冷剤入）を使用して検体採取を行うものとする。

(3) 検体運搬

鳥取市は、検体採取後速やかに受注者の分析実施場所へ検体を運搬し、別紙 3 採水・採取票と共に引き渡すものとする。

(4) 分析

ア 分析項目及び分析方法

分析項目は別紙 1 及び別紙 2、分析方法は環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号）の各項目に定めるとおりとする。

イ 当日処理

次の作業については、必ず鳥取市から検体を受け取った日（以下「検体搬入日」という。）に実施すること。

（ア）金属類、溶解性鉄、溶解性マンガン、フェノール類、有機燐、シアン化合物、ノルマルヘキサンに係る保存処理（工場排水試験法（JIS K0102）に定める方法）

（イ）大腸菌数試験に係る培養

ウ 分析の記録保存

受注者は、分析の再現が可能となるように、分析日、分析者名、分析操作の過程の詳細（採取量、滴定値、希釈率等）、分析結果（チャート等）、計算式その他分析操作の詳細を分析台帳に記録すること。

なお、分析結果、計算の確認は分析者以外の者が行い、確認の終了時に日付及び確認者名（サイン又は押印）を記載すること。

また、分析台帳は保存しておくとともに、鳥取市が提出を求めた際には、速やかに提出すること。

エ 検体の保存

検体は、測定結果の報告後 1 週間、冷暗所（0℃から 10℃まで。ただし、揮発性有機化合物測定用検体にあつては、4℃以下で凍らせないようにすること。）で、保存すること。

(5) 結果報告

ア 逐次報告

測定結果は、検体搬入日からおおむね 30 日以内に鳥取市へ報告すること。

なお、測定結果が基準に適合しない場合は、全項目の分析結果を待たず、当該結果確定後、直ちに鳥取市へ報告すること。

イ 最終報告及び検査

受注者は、全ての業務が完了したときは、令和8年3月31日までに全ての結果を取りまとめた最終報告書（A4版）を1部、鳥取市に提出し、鳥取市の検査を受けること。

なお、鳥取市の検査合格をもって、委託業務の完了とする。

5 精度管理

(1) 外部精度管理の実施及び報告

ア 委託業務に係る契約期間内に、環境省、一般社団法人日本環境測定分析協会又は公益社団法人日本分析化学会が実施する外部精度管理事業に1回以上、かつ、鳥取県生活環境部衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」という。）が実施する外部精度管理事業に必ず参加し、その結果報告書及びその結果に対する自社検討結果を結果判明後30日以内に鳥取市へ報告すること。

イ 外部精度管理を受ける項目は、鳥取市と協議し決定すること。

ウ 報告結果から試験精度について問題があると判断されるときは、鳥取市による立入検査を受け、問題の解決を図ること。

(2) 内部精度管理結果の報告

ア 受注者は、契約締結後、分析業務を開始するまでに、内部精度管理の実施方法を鳥取市に報告すること。

イ 鳥取市が内部精度管理の実施記録の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

(3) 立入検査

委託業務に係る契約期間中に必要に応じて鳥取市は立入調査等を実施する。

なお、受注者は、委託業務に係る試験方法等に改善の必要性があると認められる場合は、速やかに改善を図ること。

6 委託料の支払

(1) 受注者は、4の(6)のイの最終報告が合格と認められた通知を受けた後、速やかに委託業務に係る委託料の請求書を鳥取市へ提出するものとする。

(2) 鳥取市は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

7 権利義務の譲渡等の禁止

委託業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ鳥取市の承認を得た場合はこの限りでない。

8 守秘事項等

(1) 受注者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに9の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 鳥取市は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、鳥取市又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し委託業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、委託業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 一部再委託

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、鳥取市の承認を受けなければならない。

(2) 鳥取市は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、ア及びイについては、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が、委託業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に、委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 再委託先における分析記録及び検体の保存並びに精度管理の確保が、受注者の責任において実施できない場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて再委託を行う場合、再委託先に委託業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取市に対して責任を負わせるものとする。

10 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 雑則等

(1) 受注者は、委託業務に係る契約期間中、鳥取市から委託業務の進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

(2) 受注者はこの仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳥取市と十分協議の上、遺漏のないよう委託業務を行うものとする。

別紙1 鳥取市事業場排水等分析業務計画(事業場)

[illegible]

別紙2 鳥取市事業場排水等分析業務計画(飲用水)

[illegible]

採水・採取票（事業場）

令和 年 月 日

天候(前日: 当日: 採水者()

[illegible]